

質問回答書

令和 4 年 2 月 2 5 日
尼崎市公営企業局

神崎浄水場再整備基本計画策定支援業務委託について提出された質問と回答は、次のとおりです。

No.	資料名	頁	質問事項	回答	備考
1	別表 1 審査基準	1	「同種の業務とは、浄水処理能力 43,000 m ³ /日以上浄水場更新に関する基本計画策定及び基本設計業務とする。」とあるが、「基本計画策定及び基本設計業務」とは両方を兼ねた業務の実績でしょうか。	それぞれ単独の業務実績であり、「基本計画策定、または、基本設計業務」が正しい文言ですので、別表 1 審査基準の記載内容を一部訂正致します。	2/17 回答済み
2	別表 1 審査基準	1	担当技術者（土木・建築・機械・電気）の有する資格について想定されている資格がございましたら具体的にお示しいただけますでしょうか。	業務内容に応じた、各部門の技術士や建築士等を想定しております。	2/17 回答済み
3	業務仕様書 (参考)神崎再整備に関する関連業務の流れと本業務の位置づけ	1	基本的な事項で恐縮ですが、あますいビジョン 2029 では、神崎浄水場を令和 12 年から令和 21 年の間に配水場化（浄水処理を停止）すると示されていますが、これは決定ではなく、業務仕様書及び「(参考)神崎再整備に関する関連業務の流れと本業務の位置づけ」に示されるように、今回の阪水の受水量削減を踏まえて、配水場化の時期を見直すということでしょうか。	お見込みのとおりです。	
4	業務仕様書	15	「1 基本条件の整理」について、「(3) 再整備に伴う投資が財政面に与える影響を検討する上で、本市水道事業の経営状況について整理すること。」と示されていますが、この中で将来の財政収支計算は必要でしょうか。	財政収支計算は不要です。 本市が提供する 40 年先を見据えた財政収支の資料を基に、再整備の方向性による投資額等を見直すものです。	

No.	資料名	頁	質問事項	回答	備考
5	業務仕様書	12～21	業務項目について、優先して検討結果を提出するものはありますでしょうか。	<p>本市が並行して協議や業務を行う上で、業務仕様書P.15に記載する「Ⅱ-2章 業務内容」における「2 施設形態の設定および検証」の材料整理等を優先的に検討してください。</p> <p>主な項目は以下の3点です。</p> <p>①P.15「Ⅱ-2章-2-(3)」に記載の、整備費用等の比較材料の整理</p> <p>②P.15「Ⅱ-2章-3-(1)」に記載の、高度浄水処理設備更新の方向性検討（上記①に関連）</p> <p>③P.14「Ⅱ-1章-2-(6)-(イ)」に記載の、特高受変電室の施設検討（他業務との関連）</p>	